

## 教職員の多忙解消について

平成29年10月13日  
 教育人材開発課  
 体育保健課

## 1 教職員の多忙の背景

- 全人的な教育を特徴とする我が国の公教育の理念の下で、生徒指導、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応はもとより、部活動、食育、環境教育、課外活動、主権者教育等の各種教育の増大、保護者の価値観の多様化などから、学校の業務は複雑化・多様化するとともに、増加する一方であり、その多くを教員が担っているのが現状。
- 一方で、アクティブラーニング、小学校における英語の教科化等といった新たな学習指導要領や、高大接続改革対応等に対応した学習内容の充実が求められているが、これに対応するための時間、そして何より子ども達と向き合う時間を確保することが教員にとって最重要であるが、この時間が十分に取ることができないのが現状。

## 2 教職員の勤務の現状と主な対応

## (1) 現状

- 勤務実態調査の結果、労働災害認定で労働と過労死との因果関係判定に用いられる、いわゆる「過労死判定ライン」とされる月80時間を超える時間外業務を行っている教職員が、小中学校では小学校6.0%(134人)、中学校23.4%(310人)という結果(平成28年9月実績)。
- また、勤務時間外における業務の主な内容は、小学校では学級担任業務と校務分掌業務、中学校では部活動と校務分掌業務であり、全国的な傾向と同じ状況であった。
- 文部科学省が、全国抽出校を対象として同時期に行った調査結果との単純比較では、その割合は大きく下回っているものの、本県教職員の長時間勤務の実態を具体的な数値として把握。
- ⇒ 月100時間を超える者が小中学校あわせて143人もいるなど、改善すべき喫緊の課題であると改めて認識。平成29年度も同様の調査を実施し経年変化を把握するほか、月80時間を超える教職員への面接指導の実施状況等を調査項目に加えたところ(集計中)。

## 【平成28年度の教職員勤務実態調査】(詳細は資料1)

	対象校	調査期間	80h/月超の割合	備考
鳥取県 (県教委)	全公立小中学校	9月の1か月	小: 6.0% 中: 23.4%	
全国調査 (文科省)	公立小中学校の 各400校を抽出	10月から11月で 連続する7日間	小: 33.5% 中: 57.6%	1週間の勤務時間調査。これから正規の勤務時間を差し引き、4週1月として換算

## (2) これまでの主な対応

- 県立学校全校において学校カイゼン活動を実施するとともに、市町村立学校における業務改善アクションプランを策定。→別添2-2(2)、(4)
- 教員の事務的作業の軽減をねらいとした学校業務支援システムを全市町村共同調達により導入することとし、平成30年度運用開始に向けて準備を進めている。→別添2-2(7)
- 本年3月に「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、いわゆる過労死ラインとされる月80時間超の時間外勤務ゼロを目標とし、市町村と連携して取り組んでいくこととした。  
→別添2-2(1)

### 3 本県における主な課題と今後の対応方針

項目	現状・課題	対応方針
部活動に係る負担軽減 →別添2-2(9), (10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校においては部活動が時間外業務の主要因</li> <li>・学校教育法施行規則が改正され、部活動指導員(非常勤職員)による単独指導等が可能となり、今年度県立高校に3名をモデル的に配置し、その効果を検証しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連・高体連の協力も得ながら、「子どものスポーツ活動ガイドライン」(別添2-4)で示す基準に沿って、部活動休養日の取組を全県を挙げて実施していく。</li> <li>・中学校の部活動指導員配置については国の新規事業(H30概算要求ベースで全国7,100人程度。)の活用を促進し、高校分は今年度のモデル的配置の検証を行い、増員を検討する。</li> </ul>
小中学校における業務改善の取組推進 →別添2-2(4)(5)(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校においては、順次学校カイゼン推進校を指定する等モデル校の取組の横展開を図っているところであるが、サービス監督権限が市町村にある公立小中学校における取組をいかに進めていくかに課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月に市町村教育長へ業務改善の取組推進を依頼し、一定の理解を得たところ。</li> <li>・具体的には、現在国モデル事業を活用して鳥取市で実施しているモデル校指定方式による業務改善の取組を、他の市町村へも横展開していく。</li> </ul>
小中学校における客観的な勤務実態の把握 →別添2-2(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校においては、ICカードと時間外業務管理システムによる客観的な勤怠管理ができていますが、市町村立学校での把握に課題。</li> <li>・現在は、県教委が各市町村教委へ提供したエクセルファイルによる書式(教職員勤務動向記録表)に各教職員が入力し、勤務時間等の記録・集計を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月から運用開始の新給与システムでは、勤務記録を給与支払のシステムと連携させることされているが、ICカードを設置していない市町村立学校については、当面の対応として簡便な方法による勤務記録方法を県教育委員会から市町村教育委員会に提案・協議しているところ。</li> <li>・より客観的な勤務の記録方法としてのICカードの導入については、県教育委員会としても、サービス監督権者である市町村教育委員会とともに、導入に向けた検討を行っているところ。</li> </ul>

### 4 今後に向けた検討課題

教員の多忙解消に向けては、2及び3に掲げる取組以外に学校と保護者・地域等との役割の整理が必要となってくるものと考えられ、保護者・地域等との共通理解の下、検討していくことが必要。

#### <想定される取組例>

- 夏季休業期間中の学校閉庁日の設定
- 地域支援ボランティアの活用促進(登下校時の通学路の見守り、勤務時間前の出迎え、放課後以降の補導等への対応)
- 勤務時間外における留守番電話等による対応

勤務時間外及び自宅持ち帰りによる業務時間数調査結果

平成29年3月  
鳥取県教育委員会

※調査対象：全市町村立学校の校長、教頭等の管理職及び非常勤職員を除く教職員  
※調査期間：平成28年9月1日～平成28年9月30日

1 勤務時間外における業務時間数別人数等状況

(勤務開始時間前から勤務開始時間まで、勤務時間終了後から退勤時間まで、週休日等業務時間の1ヶ月間の合計)

		45時間 以下	45時間を 超え 60時間まで	60時間を 超え 80時間まで	80時間を 超え 100時間まで	100時間 を超える	合計	平均時間	(参考) H18県調査 平均時間
小学校	教職員数	917人	572人	618人	114人	20人	2241人	49.94H	30.9H
	割合	40.9%	25.5%	27.6%	5.1%	0.9%			
中学校	教職員数	410人	264人	345人	187人	123人	1329人	59.95H	48.6H
	割合	30.8%	19.8%	26.0%	14.1%	9.3%			
合計	教職員数	1327人	836人	963人	301人	143人	3570人	53.67H	
	割合	37.2%	23.4%	27.0%	8.4%	4.0%			

※実績0の者は「45時間以下」欄に含まれる。

※「平均時間」は対象教職員の勤務時間外における業務時間数をすべて合計し、実績0の者を含めた対象人数で割ったもの。

(小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入)

※週休日等の業務(部活動等の指導等)も含む。ただし、週休日の振り替えや代休日を指定した場合は含まない。

※中学校には米子市立米子養護学校を含む(以下同じ)

※「(参考)H18県調査 平均時間」は、平成18年1月10日～2月9日の勤務状況調査結果。なお、当該調査では勤務時間前は含めていない。

2 自宅持ち帰りによる業務時間数別人数等状況(自宅持ち帰り業務時間数実績の1ヶ月間の合計)

		10時間 以下	10時間を 超え 30時間まで	30時間を 超え 50時間まで	50時間 を超える	合計	平均時間	(参考) H18県調査 平均時間
小学校	教職員数	1883人	280人	71人	7人	2241人	5.08H	15.7H
	割合	84.0%	12.5%	3.2%	0.3%			
中学校	教職員数	1242人	77人	10人	0人	1329人	2.40H	8.1H
	割合	93.4%	5.8%	0.8%	0.0%			
合計	教職員数	3125人	357人	81人	7人	3570人	4.08H	
	割合	87.5%	10.0%	2.3%	0.2%			

※実績0の者は「10時間以下」欄に含まれる。

※「平均時間」は対象教職員の自宅持ち帰りによる業務時間数をすべて合計し、実績0の者を含めた対象人数で割ったもの。

(小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入)

※週休日等の実績も記載。

※「(参考)H18県調査 平均時間」は、平成18年1月10日～2月9日の勤務状況調査結果。

3 勤務時間外における業務時間実績が多かった主な内容(学校として多かった内容を2つ選択)

		教材研究	テスト作成・採点	補習	日記・課題等点検	生徒指導・教育相談	学級業務	分掌業務	諸会議	部活動	その他	学校数
小学校	選択した学校数	21	0	0	6	3	118	110	0	0	0	129
	学校数に占める回答割合	16.3%	0.0%	0.0%	4.7%	2.3%	91.5%	85.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
中学校	選択した学校数	12	1	0	0	2	12	42	0	47	0	58
	学校数に占める回答割合	20.7%	1.7%	0.0%	0.0%	3.4%	20.7%	72.4%	0.0%	81.0%	0.0%	
合計	選択した学校数	33	1	0	6	5	130	152	0	47	0	187
	学校数に占める回答割合	17.6%	0.5%	0.0%	3.2%	2.7%	69.5%	81.3%	0.0%	25.1%	0.0%	

※週休日等の実績も含む。

4 自宅持ち帰り業務時間実績が多かった主な内容(学校として多かった内容を2つ選択)

		教材研究	テスト作成・採点	課題等点検	学級業務	分掌業務	その他	学校数
小学校	選択した学校数	82	11	11	96	48	2	129
	学校数に占める回答割合	63.6%	8.5%	8.5%	74.4%	37.2%	1.6%	
中学校	選択した学校数	36	13	3	14	24	0	58
	学校数に占める回答割合	62.1%	22.4%	5.2%	24.1%	41.4%	0.0%	
合計	選択した学校数	118	24	14	110	72	2	187
	学校数に占める回答割合	63.1%	12.8%	7.5%	58.8%	38.5%	1.1%	

※週休日等の実績も含む。

【調査結果より】

- 1について
  - ・勤務時間外業務時間数において80時間を超える者がある学校の割合は、小学校34.1%、中学校82.8%。
  - ・月平均時間が60時間を超える学校の割合は、小学校で17.8%、中学校で56.9%。
  - ・「100時間を超える」者が存在する学校においては、「80時間を超え100時間まで」の者も存在。
  - ・小学校、中学校ともに増加傾向とも見えるが、平成18年の調査は時期が異なったり勤務時間開始前の時間を含んでいないため単純比較できない。
- 2について
  - ・自宅持ち帰りの時間数は、中学校より小学校が多い。
  - ・月平均時間が10時間を越える学校の割合は、小学校14.7%、中学校5.2%。
  - ・小学校、中学校ともに減少傾向とも見えるが、平成18年の調査は時期が異なるため単純比較できない。
- 3について
  - ・勤務時間外業務時間数において80時間を超える者の割合が多い学校の主な内容としては、小学校「学級業務」「分掌業務」、中学校「部活動」「分掌業務」。
  - ・中学校において、勤務時間外における業務内容として多くの学校が「部活動」を挙げている。
- 4について
  - ・職場における勤務時間外において「学級業務」及び「分掌業務」をこなしながら、自宅において「教材研究」を行っている者が一定数程度存在。

※すべての者が共通して適正な労働時間管理と総労働時間数の縮減を行っていくことは必要であり、特に80時間超の者については、健康障がい防止の観点から医師による面接指導を実施するなどの対応が必要。また、職場での勤務時間外における業務時間数縮減に伴って、自宅持ち帰り業務時間数増加とならないよう取り組むことも必要。

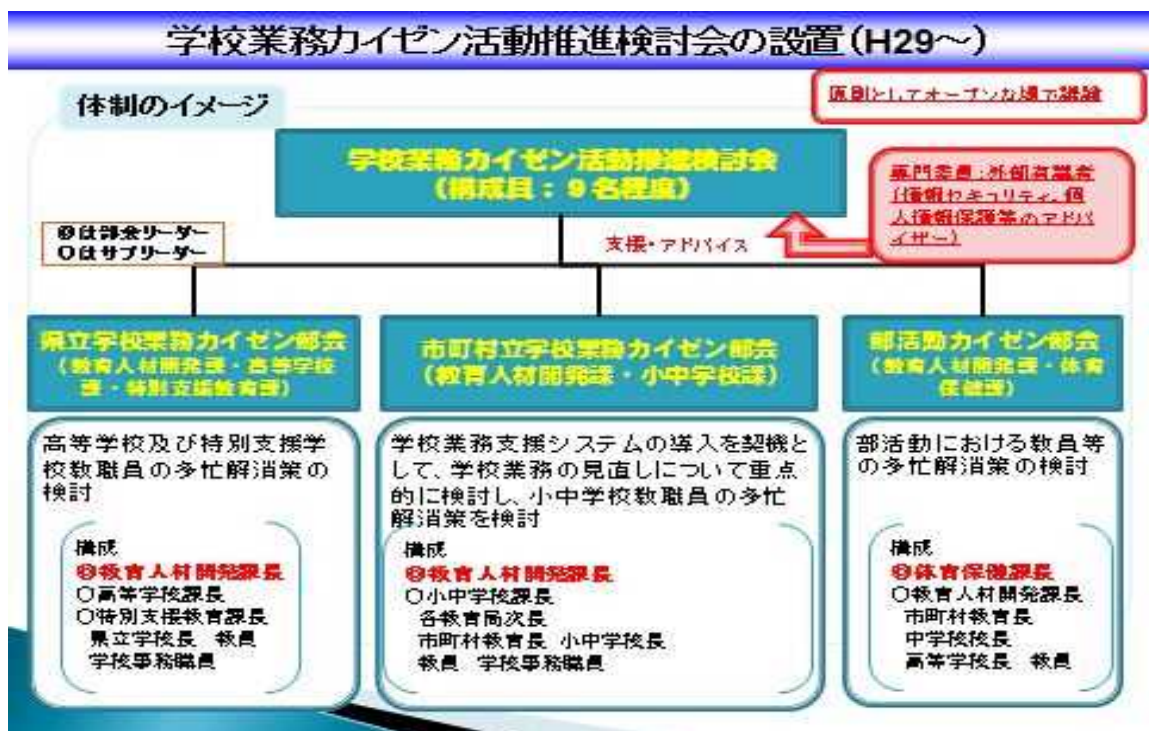
多忙解消のための具体的取組内容

(1) 「学校業務カイゼン活動推進検討会」による取組の推進

全校種の教職員の多忙解消策及び部活動における教職員の多忙解消策等を協議する検討会を平成28年度末に設置。

ア 検討会概要

- メンバー 外部有識者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）<sup>よしづみ</sup>善積主席研究員、公立鳥取環境大学今井副学長、ゆうわ総合法律事務所松本弁護士）、市町村教育委員会、市町村立小中学校、県立学校、県教育委員会（計9人程度）
- 平成29年度第1回会議（6月1日開催）の概要
  - 具体的な改善内容や管理職の意識改革について協議。
  - ⇒各学校でマニュアルを作成するなどして、児童生徒の出欠等の資料管理の省力化に取り組むほか、部活動に休養日を設けることを各学校に求めていくこととした。
- 平成29年度第2回会議（10月3日開催）の概要
  - 学校業務改善に係る今後の具体的な取組内容等について以下のとおり協議。
  - ・月80時間を超えて時間外業務を行う教職員の解消を当面の目標とすることを確認。
  - ・教員の事務負担軽減のため、国事業の活用も見据えつつ、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員等、人的措置の充実にに向けた予算要求を行う旨確認。
  - ・部活動休養日や一斉退庁日の取組推進、夏季休業期間中の学校閉庁日の設定に向けた取組を行っていく旨確認。
  - ・勤務時間の客観的な把握のため、市町村立学校におけるICカードの導入を進めていく旨確認。



イ 3部会における今後の具体的な取組（予定）内容

時期	部会	取組（予定）項目	取組（予定）内容
長期	部活動	・部活動外部指導者（OB等学校協力者）の柔軟な活用	・校内部活動の場合の顧問の立会い等の必要性の整理 ・地域指導者の協力依頼、人材確保
		・部活動指導員（非常勤職員）の配置拡充	・導入効果の検証、人材確保
	県立市町村	・スクール・サポート・スタッフ（非常勤職員）の配置	・国事業の活用を見据え、教員でなければできない業務を整理し、印刷、授業準備の補助等教員のサポートを実施（H30国概算要求ベースで3,600人：1/3補助）
	市町村	・学校業務支援システム導入の効果的な活用	・平成30年度の運用開始に向けた説明会等の開催等
	県立市町村	・教材の共有化	・各学校で作成している学習教材を教育センター等で集約して共有化を図る
中期	市町村	・鳥取市モデル校における取組の横展開	・現在国モデル事業を活用して鳥取市で実施しているモデル校指定方式による業務改善の取組を、他の市町村へも横展開していく。
	県立市町村部活動	・保護者、地域の理解促進	・教職員の多忙さ及び勤務時間の適正化に向けた取組を文書で周知し、業務改善の取組に対する理解を得る。
短期	県立市町村	・事務局、各学校での取組の継続	・事務局実施の照会文書、会議・研修等の精選 ・全県立学校における学校ルールブック作成 ・一斉退庁日（週）等の取組徹底 ・取組事例の集約・共有化
	市町村	・市町村への支援、働き掛け	・鳥取市モデル校での取組支援（学校ルールブックの作成等） ・各市町村における月80時間以上勤務者への面談等実施状況の確認、指導

(2) 学校改善モデル校による業務改善実施と改善成果の他校への展開（平成26年度～）

①学校改善モデル校（県立倉吉西高校学校）による業務改善（平成26年度）

外部指導者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）善積主席研究員）の指導を受けながら、執務室の整理整頓、電子データの整理・共有、会議の精選、定時退勤日の設定等業務改善を行った。

課題	改善内容	効果
執務室が雑然としていて作業しにくい。物を探し回ることが多い。	執務室の整理整頓	物品・資料等の紛失予防、作業の効率化
過去に作成されたデータがどこにあるか分からない。	データの整理・共有	データを探す時間の削減、過去のデータの活用
勤務時間に対する意識が薄い。	定時退勤日の設定	時間意識と帰りがやすい雰囲気醸成
会議ばかりに時間をとられる。	会議の精選	拘束時間の削減

②改善成果の他校への展開（平成27年度～）

学校改善モデル校を指導した外部指導者を学校カイゼン推進校（H27・H28：各12校）に派遣し、モデル校の事例をもとにした校内研修及び指導を行った。

⇒推進校の教職員の4人に1人が取組前より残業が減ったと回答

（H27：23%、H28：26%）

(3) 学校管理職等を対象としたセミナー開催（平成26年度～）

学校の職場環境改善を進めるため、外部講師を招き、学校管理職等を対象とした意識醸成のためのセミナーを開催（年1回）。平成30年度については、参加者数増加のため、教頭会等との同時開催を検討。

<平成29年度開催実績>

開催日：平成29年5月18日（木）

内 容：講演「無理なく進める業務カイゼン」

講師 株式会社K a i r o s 代表取締役社長 長友 隆司 氏

参加者：約20人

(4) 「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」の策定・各学校での取組

平成28年2月に県教育委員会が策定した、教職員の多忙解消に向けた具体的な取組を定めたアクションプランに基づき、各小中学校で業務改善に向けた取組を実施。

【アクションプランに掲げた業務改善】

- ・ 年休取得日数の目標設定
- ・ 教職員の帰宅を促す声かけ等の職場環境づくり
- ・ 会議や各種行事等の効率化・簡素化
- ・ ICT活用 など



【各学校での取組例】

- ・ ノー残業デーや早帰り日の設定。
- ・ 部活動休養日の設定。
- ・ 職員朝会の回数削減・廃止。
- ・ 職員会議の時間を1時間以内に設定し、事前に協議内容を精選する。

(5) 「学校現場における業務改善加速事業（国委託事業）」による鳥取市モデル校取組支援

鳥取市教育委員会への事業委託により、学校徴収金の公会計化の実施に向けた取組を行うとともに、鳥取市の小中学校をモデル校として、県立学校等における業務改善の取組の横展開を行い、業務効率化に向けた取組を実施中。

【平成29年度予算規模：7,056千円（国10/10）】

<県教育委員会実施内容>

- 学校業務カイゼン活動推進検討会における取組の検証、成果の全県展開の検討
- 鳥取市モデル校に対する支援
  - ・ 外部指導者による校内研修の実施（現地点検、改善項目の指導）
  - ・ 業務アシスタント及び非常勤講師（業務改善を担当する教員の負担軽減）の配置
  - ・ 教職員に対して取組前後の意識調査を実施・分析
  - ・ モデル校の取組内容・成果等をまとめた報告書の作成

※鳥取市モデル校（2校）

鳥取市立桜ヶ丘中学校及び同校区内小学校（鳥取市立面影小学校）

<鳥取市教育委員会再委託内容>

- 業務改善の具体的取組（執務室の整理整頓、電子データの共有フォルダの整理等）
  - ・ 各学校に応じた改善内容の検討、実施
  - ・ 勤務時間適正管理の徹底等実態把握の強化
  - ・ 業務改善を学校評価の評価項目へ位置付ける
- 学校徴収金（給食費、補助教材費）会計の平成30年4月からの公会計化に向けた取組

(6) 市町村教育委員会等が行う研修会への講師派遣（平成27年度～）

市町村教育委員会主催の学校業務カイゼン活動研修会に講師（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）善積主席研究員）を派遣。平成29年度においても同様に講師派遣を継続することとし、上記（5）により鳥取市で実施中のモデル校指定方式による業務改善の取組を各市町村教育委員会へ依頼し、横展開を図っているところ。

<平成28年度派遣実績：5件（参加者総数：267人）>

実施日	研修主体	受講者	参加者数
H28. 8. 1	日野町教育委員会	日野町小中学校教職員	35人
H28. 8. 25	鳥取市教育委員会	事務主幹	20人
H28. 11. 8	西伯郡小学校長会	西伯郡小学校長	12人
H28. 12. 9	中部教頭会	中部地区小中学校教頭	36人
H28. 12. 16	公立学校事務職員研究会	小中学校事務職員	164人

## (7) 学校業務支援システムの導入

県内全市町村立学校に学校業務支援システムを一斉導入し、教職員の多忙解消を図る。  
(平成29年度システム構築、平成30年4月運用開始予定)

### ア 想定するシステムの主な機能

教務処理機能	グループウェア機能（学校間の情報連携）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 児童生徒の基本情報の管理(名簿作成)</li> <li>▶ 出欠や欠課の管理(出席簿)</li> <li>▶ 成績の管理や処理(成績処理、通知表作成)</li> <li>▶ 教育課程管理や指導要録作成などの教務処理(時間割・週案作成、時数管理)</li> <li>▶ 生活指導記録の管理</li> <li>▶ 保健情報の管理(健康診断データ) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スケジュール機能</li> <li>▶ 掲示板機能(連絡事項やお知らせ掲載)</li> <li>▶ 文書回覧(教委からの配布・回覧文書)</li> <li>▶ ファイル管理（書類を一括管理）等</li> </ul>

### イ 想定するシステム導入効果（共同化の効果）

#### ①児童生徒向け効果

- ・ 成績や出欠記録など様々な変化を、学校内の立場の違う複数の教職員で共有（生徒指導の充実等）
- ・ 机上事務の効率化により、子どもと向き合う時間が増大（生徒指導の充実等）

#### ②教職員向け効果

- ・ システム化（自動化）による机上事務の効率化（教職員の多忙感解消）
- ・ 人事異動時のスムーズな業務遂行の実現

#### ③共同化のメリット享受

- ・ 中学進学時や転校時における学校間のシームレスな生徒情報の連携（成績・生活記録情報等）
- ・ タイムラグのない校内及び他校と情報伝達・共有の実現（情報伝達のスピード化）
- ・ 共同調達による大幅なコスト削減の実現（5年間総額で数億円規模）

### 【既に学校業務支援システムを導入している県立高校での効果】

※平成21年～平成27年に導入

- ・ 生徒の出欠・成績処理、指導要録・調査書作成、成績証明書発行等に要する作業時間が短縮した。
  - ・ 統一されたシステムのため、教職員が異動してもシステム操作の習熟の手間がなくなった。
  - ・ 発注契約事務において、各学校での仕様作成が省略され、教職員の負担軽減になった。
- ⇒システムの基本的な機能は、県・市町村共通であり、市町村立学校においても同様の効果が期待される。

### ウ 導入スケジュール

平成29年8月頃	: 調達公告	} 予定
10月頃	: 業者決定（システム構築開始）	
平成30年 1月～	: テスト環境	
4月～	: 本格稼働（システム契約期間：5年間）	



## (8) 市町村立学校における客観的な勤務時間管理の推進

- 県立学校においては、勤務時間の適正管理のために、平成24年度から26年度にかけてICカード（勤務時間管理サポートシステム）を導入し、出勤時刻と退勤時刻が自動的に勤務簿データベースに記録されることで、勤務時間を把握。
- 市町村立学校に対しては、平成19年度に勤務時間管理のためのソフト（教職員勤務動向記録表）を市町村教育委員会を通じて小中学校へ提示し、勤務時間の管理を依頼している。
- 当面は新給与システムへの対応として、簡便な方法による勤務記録方法について市町村教育委員会に提案・協議しているところであるが、今後、市町村立学校においても、客観的な勤務実態の把握を行うため、共同調達によるなど、なるべく安価な方法によるICカード等の導入に向けて検討中。

## (9) 部活動指導員の配置

学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成29年度から部活動指導員による部活動の単独指導及び大会引率が可能になったことから、教員に代わって部活動の指導をする部活動指導員（非常勤職員）を配置しているところ。

現時点では高等学校の専門的免許が必要な運動部にモデル的に配置し、その効果を検証している。人材確保等の課題もあるものの、平成30年度は、中学校については文部科学省が新規要求中の国庫補助事業（部活動指導員配置促進事業：補助率1/3）の活用も見越し、配置を促すとともに、高校については今年度のモデル的配置の効果を検証し、増員を検討する。

ア 平成29年度予算措置状況

非常勤職員6名分 3,929千円（県10/10）

イ 募集状況

人数：ボート4人、ヨット2人 ※有資格で専門性が必要な種目を募集

職務内容：部活動の単独指導、県内の練習試合・大会への単独引率

時間報酬：1,360円

ウ 応募・採用状況

ボート3人

## (10) 部活動休養日の設定

「子どものスポーツ活動ガイドライン」で休養日の目安を示し、教職員及び生徒の心身の健康の維持と生徒の学習時間・余暇時間の確保に努めてきたが、それをもとに教職員の負担軽減のため部活動休養日を設定する。

現時点では、平成30年度から、中学校では、平日1日及び土日のうちいずれかを休養日とする予定。高等学校では、土日のうちいずれかの曜日を1日休養日とする。

<今後の主な取組>

- ・市町村教育委員会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟等各競技団体に対し、教員の勤務の現状と今後の県の取組について説明。
- ・部活動のあり方や効果的な指導法についての研修会を開催。
- ・先進的な取組を行っている他県の教育委員会及び学校を訪問し、学校カイゼン活動の具体策等の聞き取りを実施。
- ・各校長会、県PTA連合会等へ説明
- ・県・市町村教育行政連絡協議会において、市町村教育委員会教育長に部活動休養日の設定及び部活動指導員（概算要求）説明

中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」（平成29年8月29日）

## 「学校における働き方改革に係る緊急提言」について

- 平成29年3月に改訂された新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことが必要不可欠。
  - 一方、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保・向上の観点からも、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。
- ⇒「今できることは直ちに行う」ことを全ての教育関係者に呼びかけるとともに、国においても早急に支援を求めるため「緊急提言」がまとめられた。

### 緊急提言のポイント

#### 1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

- ① 適切な手段での教職員の勤務時間を把握すること。ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、システムの構築に努めること。
- ② 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備、部活動休養日等の部活動の適切な運営、学校閉庁日の設定等を講じること。保護者や地域住民等の理解を得るための取組を進めること。
- ③ 管理職の役割分担を明確にするとともに、マネジメント研修を充実すること。

#### 2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

- ① 教育委員会において、所管する学校に対する業務改善方針・計画を策定すること。
- ② 統合型校務支援システムの導入促進により業務の効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を進めること。
- ③ 学校に対する依頼・指示等を整理・把握し、精選及び合理化・適正化を進めること。
- ④ 給食費の公会計化を進めるとともに、学校徴収金に係る業務について、教員の業務としないよう努めること。
- ⑤ 事務職員の活用による事務機能の強化、業務改善の取組を推進に努めること。

#### 3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

以下に掲げる支援策を早急に講じられるよう、平成30年度予算において取り組むべき。

- ① 学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進
  - ・学校現場の業務改善を加速するための実証研究やアドバイザー派遣 等
- ② 「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等
  - ・教員の事務作業等をサポートするスタッフの配置促進
  - ・部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針の作成
  - ・スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築 等
- ③ 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実
  - ・小学校における専科教員や中学校における生徒指導担当教員の充実 等

(参考)

平成29年9月22日開催の「学校における働き方改革特別部会（第4回）」（中央教育審議会）において、以下の5業務については「学校以外か教員以外が担うべきだ」として、その対応策に関する議論が行われたところである。

項目	対応策概要（役割分担の観点）
登下校時の通学路の見守り	治安確保の一般的責務は地方公共団体にある。学校としては、保護者・地域住民・警察との連携を図ることが求められているが、市町村教委による連携体制の構築により負担軽減が可能ではないか。
放課後以降のパトロール、補導時の対応	パトロールについては必要性を精査の上で、警察との連携・地域ボランティアの活用による対応。補導等への対応は、一義的に保護者が担う。
給食費など学校徴収金の徴収・管理	自治体の業務として整理すべき。
教育以外に関する調査への回答	教育課程・生徒指導以外のものについては事務職員等が中心になって対応。
地域ボランティアとの連絡調整	地域学校協働活動推進員（社会教育法に基づき市町村教育委員会が委嘱）等を行うことで、学校以外が担うべき業務として整理。

# 子どものスポーツ活動 ガイドライン

スポーツに取り組む子どもたちと共に



## スポーツ指導者

### 10の心得

スポーツ活動に関わる  
すべての人たちへ

- 1 常にスポーツを通じた人格形成に心がけよう
- 2 子どもたち自らが夢や目標をもてるようにしよう
- 3 楽しむことと真剣にやることの両方が重要であることを説明しよう
- 4 活動方針等を子どもたちと共有し、子どもを中心とした計画的な運営をしよう
- 5 自ら良いお手本であれ ～フェアプレイ宣言をしていますか～
- 6 常に子どもたちとコミュニケーションをとろう
- 7 指導力の向上に努めよう
- 8 スポーツ界から体罰等不適切な指導を追放しよう
- 9 フェアプレイについて子どもたちに話そう
- 10 子どもたちの心身の健康管理に留意しよう

## 子どもの スポーツ活動 ガイドライン について

子どもたちは、様々な場面でスポーツを楽しんでいます。子どもたちがスポーツを楽しむことは、心身の健全な発達を促し、特に自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、子どもたちのコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育むなど、子どもたちの人格の形成に大きな影響を及ぼしています。

本ガイドラインは、市町村、学校、競技団体、スポーツ少年団、スポーツクラブ等において、子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者が、本ガイドラインの内容を踏まえ、スポーツ活動での具体的な指導の在り方、その方法について現在の活動を見直していただくためのものです。

一人ひとりの指導者が「スポーツ指導者10の心得」を実行するとともに、定期的に自らの指導、運営についてセルフチェックを行っていただくことを期待しています。そして、必要な見直し、創意工夫、改善及び研究を進め、より適切で効果的な指導を行うことにより、子どもたちのスポーツ活動が一層充実し、子どもたちが人間性豊かに成長することを期待します。

# スポーツの意義

## 1 スポーツの意義・役割

私たちはスポーツに親しむことによって、心と体の両面にわたり健康の保持増進に大きな効果を得ています。

また、スポーツは人間の可能性を極限まで追求する営みという意義もあり、競技スポーツに打ち込む選手の姿は、人々のスポーツへの関心を高め、多くの人に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものです。

## 2 子どもにとってのスポーツの意義及び運動部活動の効果・役割

子どもたちにとってのスポーツ活動は、体力を向上させるとともに豊かな人間性を育む基礎となり、青少年の健全育成にはなくてはならないものです。

中学校、高等学校の部活動は、学校教育が目指す「生きる力」の育成や豊かな学校生活を実現させるために大きな役割を果たしています。

## 3 地域や各競技団体との連携・協働

スポーツ活動に取り組む子どもたちは、様々なニーズをもっています。県、市町村、学校及び各スポーツ団体は、子どもたちのニーズを把握し、子どもたちが意欲的に取り組むよう、活動の内容や形態、季節によって練習内容をかえるなど工夫することが大切です。

また、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等との連携をとおして、スポーツイベントには、子どもたちの参加を促す内容を盛り込んだり、地域の特色を生かした活動を工夫したりするなど、連携・協働した取組が望まれます。

### スポーツがもたらす意義や効果

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフに親しむ資質や能力が身につく
- 体力の向上及び健康の増進
- 自主性、協調性、責任感、連帯感等が身につく
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす



# 子どものスポーツ活動の運営の在り方に関すること

**活動を行う組織全体で活動の目標や指導の方針を共有し、子どもを中心とした計画的な運営を進めましょう。**

## 1 組織全体として運営の在り方を考え、指導の目標、方針を共有しましょう

スポーツ活動の運営や指導の目標、方針を指導に関わるスタッフ等で検討しましょう。活動の目標や方針、計画等については積極的に保護者や子どもたちに説明しましょう。

## 2 適切な指導体制を整えましょう

複数の指導者による体制を整え、運営や指導方針、活動計画、具体的な指導の内容や方法等を共有して指導にあたきましょう。運動部活動においては、協力が得られる外部指導者にも学校目標や学校の指導方針等の理解を求めましょう。

## 3 子どもたちの実態を踏まえ、目標や内容を明確にした活動計画をつくりましょう

指導者は、対象となる子どもたちの状況やニーズを考慮して、適切な目標や方針を設定しましょう。学校での教育活動を第一に考え、見通しを持った活動となるようにしましょう。練習計画に適切な休養日を設定し、子どもたちの心身の疲労回復を図りましょう。



### <子どものスポーツ活動に係る練習日や休養日、練習時間の目安>

	小学生のスポーツ活動	中学生のスポーツ活動	高校生のスポーツ活動
	多くても週の練習は3日程度とする	週2日程度の休養日を設ける	少なくとも週1日程度の休養日を設ける
活動時間	平日 2時間を超えない程度 休日 3時間を超えない程度	平日 長くても2～3時間程度 休日 長くても3～4時間程度	
留意事項	・原則として土曜日が日曜日のいずれかは休養日とする ・学年間の発育の差に留意する	・原則として休養日の1日は土曜日が日曜日のいずれかに当てることが望ましい ・土日に活動する必要がある場合は他の曜日で休養日を確保する	

## 子どものスポーツ活動の指導に関すること

**指導者には、子どもたちのスポーツ活動への意欲を高める指導力が必要です。指導者自らが適切な指導方法やコミュニケーション能力等の指導力の向上に努めるとともに、体罰等に頼らない指導を行いましょう。**

### 1 効果的な指導に向けて、適切な指導方法やコミュニケーションの充実等により、子どもたちの自主的・自発的活動を促し、スポーツ活動への意欲を高めましょう

子どもたちが練習方法の科学的根拠や目的、練習内容を理解して練習に取り組めるようにしましょう。子どもたちが意欲を持って取り組むことができる雰囲気づくりや心理面での指導を工夫しましょう。活動を通して協調性や責任感、お互いを認め合う態度を育てましょう。

### 2 身体を動かすことが大好きな幼児、運動やスポーツが大好きな児童を育てましょう

幼児期の特性を考慮し、様々な運動遊びを体験させましょう。運動の楽しさを体験し、子どもたちの運動意欲が高まる工夫をしましょう。児童のスポーツにおいては、様々な種目を幅広く体験させるよう心がけましょう。



### 3 運動部活動の内容や注意事項について、生徒に対して説明し、理解を図りましょう

運動部活動中は、顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則です。対応できない場合は、活動内容や注意事項を的確に指示したり励ましの声をかけたり、あらかじめ約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させることが大切です。他の部の顧問と連携を図り、また、部活動日誌を活用するなど日頃から生徒たちの活動内容を把握できる工夫をしましょう。

### 4 望ましいスポーツ指導者を目指し、年1回は研修会に参加しましょう

「望ましいスポーツ指導者」とは、「子どもたちの良い手本」となる指導者です。スポーツにはフェアな行動と精神が求められます。自分の姿が子どもたちにどのように写っているのかを常に考え、振り返り、指導者として望ましい態度で指導にあたりましょう。

研修会等に積極的に参加して、多様な指導方法等を習得することが望まれます。自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、新しく得た科学的根拠のある知識や指導技術を適切に活用して指導しましょう。

### 5 体罰等に頼らない指導をしましょう

スポーツ活動では、指導と称して殴る、蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは言うまでもありません。体罰等による指導は、スポーツのもたらす教育的効果と相反する負の効果しかもたらさないことを認識することが必要です。体罰等を許さない体制の整備を進めましょう。

## スポーツ活動における事故防止や安全の確保について

**子どもたちの健康管理や活動場所の安全確認に努め、スポーツ活動時の事故を予防しましょう。**

### 1 子どもたちの体調等を把握するとともに、活動場所の安全を確保しましょう

子どもたち一人ひとりの体調を把握し、無理のない練習内容を計画し、疲労の蓄積による事故の防止に努めましょう。

スポーツ活動を行う上での施設・設備・備品・用具等の使用については定期的に安全点検を行いましょう。

AED等緊急時に必要な設備の設置場所を確認するとともに、操作方法を習得するなど、緊急時の対応にも備えましょう。



### 2 スポーツによるけがや熱中症等を防止しましょう

科学的根拠に基づいた指導の内容や方法を活用するとともに、参加する大会や練習試合を精選して疲労の蓄積を防ぐなどスポーツ外傷やスポーツ障害を予防しましょう。また、適切な水分・塩分補給や休息時間を確保して、熱中症を予防しましょう。

# スポーツ指導者のセルフチェック

○次のチェック項目を月1回など定期的に確認して、指導計画や方法等の改善に活用しましょう。

チェック項目	判断
子どもたちを中心とした方針、目標、指導計画が作成してあります。	
1	スポーツを通じた人格形成を意識した活動方針や目標が明文化してあります。
	指導計画には、子どもたちが目標を持って活動できる工夫があります。
	具体的な活動計画表を作成しています。
チームや団体の活動目標と指導方針等を共有しています。	
2	活動目標と指導方針等を指導スタッフと共有しています。
	活動目標と指導方針等を子どもたちと共有しています。
	活動目標と指導方針等を保護者と共有しています。
適切な指導体制で活動をしています。	
3	複数のスタッフでチームや団体の運営をしています。
	複数のスタッフで子どもたちの指導をしています。
	(学校)他の活動の顧問等とも連携して、活動を支援しています。
子どもたちの心身の健康状態の把握に努めています。	
4	活動前に健康チェックや観察をしています。
	子どもたちの日ごろの様子を情報収集しています。
適切な活動量で活動しています。(小)小学生 (中)中学生 (高)高校生 (共)共通	
5	(小) 練習日数は多くても週3日程度です。
	(小) 平日2時間、休日3時間を超えない活動時間です。
	(中)週2日程度の休養日を設定しています。
	(中) 長くても平日3時間、休日4時間程度の活動時間です。
	(高) 少なくとも週1日程度の休養日を設定しています。
	(高) 長くても平日3時間、休日4時間程度の活動時間です。
(共) 指導者も休養日にはリフレッシュしています。	
子どもたちに練習や試合時の作戦について説明しています。	
6	「どうしてこの練習を行うのか」など目的を子どもたちに説明しています。
	練習方法の科学的根拠を子どもたちに説明しています。
	試合時の作戦について子どもたちと話し合いをしています。
勝利至上主義のスポーツ活動は行いません。	
7	試合での勝利のみを目指した取組はしていません。
	できそうにない過重な負担となる練習や活動をしていません。
子どもたちの自主的・自発的活動になるよう促しています。	
8	自発的活動について説明し、活動が見られたときは褒めて認めます。
	子どもたちに練習方法等について意見を聞いています。
	厳しい指導の後には、何が悪かったのかを伝え、子どもたちが理解できるようにしています。

チェック項目	判断
子どもたちとの信頼関係を築くことを心がけています。	
9	子どもたちに活動中や前後に積極的に声かけをしています。
	子どもたちとの話し合いの機会を設けています。
運動やスポーツが好きな子どもの育成を心がけています。	
10	スポーツの楽しさや面白さを味わえるよう練習を工夫しています。
	子どもたち自らが考えてプレーすることを大切にして指導しています。
体罰等許されない指導の根絶に努めています。	
11	体罰等許されない指導は絶対にしません。
	スポーツ活動の様子をオープンにして排他的な環境をつくらないようにしています。
	子ども同士の関係を把握し、コミュニケーションを図るよう工夫しています。
体罰等許されない指導に関する研修会に参加しています。	
積極的に研修会等に参加して、自己研鑽に努めています。	
12	スポーツ指導者研修会に年1回以上参加しています。
	他競技の指導者と積極的に情報交換を行い、競技横断的な知識・技能の習得を心がけています。
	スポーツ指導者の資格の取得を目指しています。(既に取得)
指導者として望ましい態度について考え、フェアプレイを実践しています。	
13	フェアプレイ宣言を実践しています。
	日ごろから適切な身なりやあいさつ、言葉使い等に気をつけています。
	普段からスポーツマンシップという言葉を口にしています。
スポーツ活動中の事故防止や安全の確保に努めています。	
14	練習前に、施設・用具等の安全点検をしています。
	活動場所でのAED設置場所を知っており、操作方法を習得しています。
	事故発生時の連絡通報体制が確立しています。
スポーツによるけがや熱中症の予防を心がけています。	
15	研修会等で得たスポーツ医・科学の知識を指導において活用しています。
	けがをしている子どもには適切な休養をとらせます。
	活動中にも水分等の補給の時間を設けています。

お問い合わせ 鳥取県教育委員会事務局 体育保健課  
TEL.0857-26-7926 FAX.0857-26-7542